

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 7月17日

近畿地方整備局

紀南河川国道事務所長 沢田 道彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務については、紀南河川国道事務所が行う田辺西バイパス事業において、計画路線が廃棄物処分場を通過することから、廃棄物の影響分析と周辺環境モニタリングなどを実施し対策の検討を行うとともに、併せて「田辺西バイパス三四六地区モニタリング委員会」の運営及び資料作成を行うものであり、特定の企業・個人に偏らない公平・中立的な立場が求められる。

本業務の実施にあたっては、土壌汚染処理技術に関し高度な専門的知見と豊富な情報を有し、かつ法的規制に熟知するとともに、豊富な経験と実績が求められることから、(財)先端建設技術センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

- (1)業務名 平成19年度田辺西バイパス三四六地区モニタリング検討業務
- (2)業務内容
  - ① モニタリング調査・検討
  - ② 土壌汚染の調査計画の検討
  - ③ 廃棄物処分場内でのプレロード効果の検証計画
  - ④ モニタリング委員会の運営、資料作成
- (3)履行期限 平成20年 3月20日

### 3. 業務目的

本業務は、紀南河川国道事務所が行う田辺西バイパス事業において、計画路線が廃棄物処分場を通過することから、廃棄物の影響の分析と周辺環境モニタリングなどを実施し対策の検討を行うとともに、併せて「田辺西バイパス三四六地区モニタリング委員会」の運営及び資料作成を行うことを目的としている。

### 4. 応募要件

- (1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

#### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ① 廃棄物又は土壌汚染処理技術に関し高度な専門的知見を有するとともに、土壌・地下水汚染の処理に関し豊富な検討実績を有すること。
- ② 廃棄物又は土壌汚染処理に関し新技術を含めた技術提案が行える能力を有していること。なお、技術提案にあたっては、将来の管理コストまで含めた総合的な提案が行える能力を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

特定の企業・個人に偏りしない、公平・中立な立場で業務を実施することが出来ること。

4) 守秘性に関する要件

- ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

5) 業務執行体制に関する要件

- ・ 近畿地方整備局管内に本・支社(店)または営業所があること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国の機関が発注した廃棄物又は土壌汚染に関する検討業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した地方公共団体が発注した廃棄物又は土壌汚染に関する検討業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士(総合技術監理部門)の場合には、建設部門の選択科目により取得した者。

イ) 技術士(建設部門)

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。

ウ) RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者。

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国の機関が発注した廃棄物又は土壌汚染に関する検討業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した地方公共団体が発注した廃棄物又は土壌汚染に関する検討業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142

国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 経理課契約係

TEL: 0739-22-4564 (代) (内線226) FAX: 0739-26-3991

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年 7月17日(火)から平成19年 7月26日(木)まで  
(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年 7月27日(金) 16時00分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年 8月22日(水) 16時00分

(4)近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。